

議案第 77 号

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和  
に関する条例の改正について

令和 5 年 6 月 13 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和  
に関する条例の一部を改正する条例

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する  
条例（平成 28 年前橋市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 4 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制  
法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。